



2020 年 4 月 1 日

各位

会 社 名 株式会社ヤマダ電機

代表者名 代 表 取 締 役 社 長 三嶋 恒夫

(コード番号 9831 東証第一部)

問 合 せ 先 取締役兼執行役員専務 岡 本 潤

(TEL. 0570-078-181)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2020 年 4 月 1 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策遂行、資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 100,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する割合) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2020 年 4 月 2 日から 2021 年 3 月 24 日 |
| (5) 取得の方法 | 市場買付 |

※市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

(ご参考) 2019 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く。)	880,452,282 株
自己株式数	86,037,458 株

以上